(国土交通省)

名	離島振興対策実施地域におり 延長	ナる工業用機械等に係る	る特別償却制度の	
目	所得税・法人税			
離島振興対策実施地域として指定された地区における、製造業、情報サービス業等及び旅館業(過疎に類する地区)の用に供する設備に係る特別償却制度(機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100) を2年間延長する。				
(関連条文) ・離島振興法第 19 条 ・租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 45 条第 1 項の表の第 1 号 ハ、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56				
	1		.	
		平年度の減収見込額 ^(制度自体の減収額)	一百万円 (▲600 百万円の 内数)	
等がび拡 (2) 産人 (2) 産人	国の領域、排他的経済水域等の 要な役割を担って低位にある 地域に比較して低位にあまるの 的特性を生かした創意抑制する。 を が必要性 が必要性 が必要性 が必要性 が必要性 が必要性 が必要性 が必要性	ついて、産業基盤及び生を改善するとももり、3 を改善するとともり、3 ・高齢化といった厳した。 で定住人口の拡大を図 で変を誘発させるインセ	E活環境の整備等 性島等の地理的及 を流・定住人口の い状況にある中、 るため、法人や個	
	り、離島振興対策実施	地域の振興に必要な税	定めるところによ 制上の措置その他	
に お 政策目	ける 国土に 目的の 施策目標:39 離島等	関する情報の整備	以保全、	
位置。	未根拍係:109 離局等			
Ì				
	日 ス(る (・・ハ (1) 等がび拡 (2) 産人所 政に政 報業機。 関離租、 我に他自大 他業の得 策お 策島等械 連島税第 政が重の然を 施の活設税 策お 買	日	田 所得税・法人税 離島振興対策実施地域として指定された地区における、製ス業等及び旅館業 (過疎に類する地区)の用に供する設備に(機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 る。 (関連条文)・	

	政 策 の 達成目標	平成 26 年度の離島振興対策実施地域の人口を 382 千人以上とする。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間
	同上の期間 中 の 達 成 目 標	離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 H16:452 千人→H26 目標値:382 千人 (H23 目標値:402 千人)
	政策目標の 達 成 状 況	これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の 人口の目標値を H21 時点で 416 千人としていたところ、結果と して 417 千人となった。 以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄 与していると考えられる。 このため、引き続き当該措置が必要であると考える。 離島振興対策地域の総人口 H16 実績値:452 千人 → H21 実績値:417 千人 (H21 目標値:416 千人)
	要 望 の 措 置 の 適用見込み	・H 2 5 3件 ・H 2 6 3件
勃性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	_
相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	公共事業予算の一括計上 39,521 百万円 ※上記のほか公共事業予算の離島分として、地域自主戦略交付金 10,300 百万円、復興庁計上 958 百万円を計上 離島体験滞在交流促進事業、離島振興対策調査費等 231 百万円 離島流通効率化事業費交付金 500 百万円 (平成 24 年度当初、国費)
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	離島振興に係る予算上の措置は、国、地方公共団体等が水産基盤、道路などの社会基盤を整備する公共事業や離島の流通の効率化に資する施設等の整備支援、地域間交流の促進、人材育成等を支援する事業を行うものである。それに対して、税制特例措置は法人・個人事業者を対象に、各種産業活動を活性化させるためのものである。

	要望の措置の 妥 当 性	隔絶性、 療性、 療性、 療性、 療性、 療性、 養子を 者子を 者子を 者子を 者子を 者子を 者子を 者子を 者
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	件数 減収額 - H 2 1 2 件 1 9 百万円 - H 2 2 0 件 0 百万円 - H 2 3 0 件 0 百万円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	離島地域は、他の条件不利地域の中でも特に海で隔絶された地域であり、他地域よりも大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、当該措置の適用は数件程度の安定した実績がある。また、適用された案件については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながるなど、当該措置により離島地域の産業の活性化や所得、自治体財政の増加や他の地域との交流の活発化が図られ、定住人口の維持に寄与。
	前回要望時 の達成目標	離島地域の総人口 H16:452 千人 → H24:395 千人
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	平成 21 年度末実績では、離島地域の人口の実績値(417 千人)は、推定した目標値(416 千人)を若干上回っており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している。平成 19 年度実績値(436 千人)と平成 21 年度実績値(417 千人)から算出した減少率と同様の減少率で推移すると仮定すると、平成 24 年度末の実績見込は 398 千人となり、目標値 395 千人を上回る見込みであるが、高齢化の進展と人口減少が続く中、就業機会の確保が課題であり、本特例措置を引き続き実施していく必要がある。
これまでの 要 望 経 緯		平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ〇) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)

平成 17 年度 適用期限の 2 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 拡充(取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に 引下げ) 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 平成 23 年度 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物販売業を除外)